

本県の不登校児童生徒支援の取組について

1 令和6年度新規事業

(1) オンライン授業配信「エデュオプちば」

不登校の状態となり、教育支援センターやフリースクール等に通う生徒も含めて家庭で過ごすことの多い生徒を対象に、まずは中学生を対象に、令和6年6月からオンラインでの授業配信を開始。(10月初週に参加した生徒は120名。登録者は493名)

(2) フリースクール等に関するモデル事業

教育委員会・学校とフリースクール等が連携を深め、相互に協力・補完することで、多様な教育機会を確保し、不登校児童生徒へのよりよい支援につながるモデルを構築するため、5つのフリースクールを選定し実施。今後、モデル事業の評価をまとめた報告書を作成予定。

2 継続事業

(1) スクールカウンセラーの配置

児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等への助言・援助にあたり、学校における教育相談体制の充実・強化を図るため、公認心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置。

令和6年度は、全小・中・高等学校に配置を完了したほか、特別支援学校5校に配置を行った。

小学校配置	中学校配置	高等学校配置	教育事務所等配置	合計
638校	309校	121校	6所属	1074所属

※上記のほか、特別支援学校5校に配置

(2) スクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援するため、社会福祉士等、教育や福祉の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置。

令和6年度は、全県で昨年度より10名増員し、64名に配置を拡充したほか、各教育事務所で1つの中学校区(小・中・高・特支)を指定し、事前のアンケートや個人面談等を通して、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、積極的にアプローチするプッシュ型の支援に取り組んでいる。

(3) 訪問相談担当教員の配置

県内12校の地区不登校等児童生徒支援拠点校に、訪問型支援を中心に不登校支援を行う訪問相談担当教員を配置し、家庭訪問やケース会議等を通じて、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する指導・援助を実施。

(4) 不登校児童生徒支援推進校の指定

県内 130校の小・中学校を不登校児童生徒支援推進校に指定。指定された学校の校内に不登校児童生徒支援教室を開設し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象として、学習支援やソーシャルスキルトレーニングなど、個々の生徒の実態に応じた支援を実施。

(5) 不登校児童生徒支援チームの設置

福祉や心理の専門家や不登校担当指導主事等がチームを組んで、現在取り組んでいる不登校児童生徒支援の活性化を図るとともに、解消が困難な不登校ケースに関する助言・支援等を実施。

主な支援内容は、不登校支援関係者による連絡会議等で情報収集し、より効果的な支援対応策について共に検討する。また、各教育委員会や学校の不登校支援体制づくりへのサポートを実施。

(6) 不登校に関する相談窓口の設置

千葉県子どもと親のサポートセンターや各教育事務所の教育相談室では、不登校をはじめ、児童生徒等に関する様々な相談、支援事業を実施。

(7) 千葉県版不登校児童生徒の支援資料集の作成・活用

不登校に対する具体的な支援や未然防止に向けた様々な実践例など、不登校支援について網羅的にまとめた支援資料集を作成・配付。教職員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりを推進。

(8) 千葉県版 不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイドの作成・配布

児童生徒が不登校になった際、児童生徒、保護者が慌てることなく安心して学校内外、官民の様々な相談機関があることを知り、児童生徒に適した相談機関へつながることができるよう、相談機関等を一覧にしたパンフレットを作成、配付。

(9) 県立高等学校での受入体制の整備

多様な学習ニーズへの対応や教育相談体制の充実など、学び直しのできる県立高等学校での受入態勢の整備を進めている。加えて、進学先の学校において、個々の児童生徒の状況に応じて適切な支援を実施するための学校間連携を推進。

(10) 学びの多様化学校の設置促進（不登校特例校）

特別な教育課程の編成が可能な不登校特例校の視察を実施し、設置を検討している自治体に、先進事例の視察で得た知見を基に助言するなど支援を実施。

(11) 関係機関との連携

関係機関との連携を推進し、学校の組織的な教育相談体制を強化。

- ・市町村等教育委員会が設置する教育支援センター
- ・福祉機関、医療機関、警察等
- ・フリースクール等の民間団体等